

長 介 第 9 1 2 号
令和 5 年 12 月 4 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間の再確認について（通知）

事業所におかれましては、介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格（以下、「専門員証等」という。）の有効期間等について、適切な管理に努めていただいているところですが、このたび、市内の事業所において、更新研修の受講忘れ及び基準の誤った解釈により、居宅介護支援事業所の人員基準を満たさなくなる事案が発生しました。

つきましては、下記のとおり居宅介護支援事業所の人員基準の要点を参考に示しますので、内容を改めて確認するとともに、貴事業所職員の専門員証等の有効期間の再確認や、資格の管理を事業所や事業者単位で行う等の更新手続き漏れを防ぐための対応を徹底してください。

記

1 居宅介護支援事業所の人員基準について

別紙のとおり

※人員基準を満たさなくなる恐れや疑義が生じた際は、速やかに介護保険課へ御相談ください。

2 その他

現状、新潟県から更新研修の受講対象者に対し個別にお知らせは発出されていません。受講時期等については、新潟県ホームページを参照してください。

また、更新研修受講後、更新申請の手続きを別途行う必要があります。こちらについても遺漏なく手続きを行ってください。

《参考》

新潟県 HP…介護支援専門員「更新研修」・「主任介護支援専門員更新研修」について

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/1196007364147.html>

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 今井
電 話：0258-39-2245（直通）
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp